第70期

定時株主総会
招集ご通知

文化シヤッター

日時　平成28年6月28日（火曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　監査役4名選任の件

証券コード：5930



当事業年度のご報告に先立ちまして、この度の熊本地震の発生に伴い、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申しあげますとともに、被災された皆様にお見舞い申しあげます。一日も早く復興の日を迎えられますことをお祈り申しあげますとともに、当社グループにおいても被災地の状況を踏まえた支援を行ってまいる所存でございます。

平成28年４月１日付けで、茂木哲哉（現代表取締役会長）の後任として、代表取締役社長に就任した潮崎敏彦でございます。

株主の皆様をはじめとして、お客様、お取引先、地域社会の皆様ならびに当社グループの先人・先輩の皆様からご愛顧、ご支援を頂くことで、前任者達が築いてきた事業基盤を継承し、微力ながら当社グループのさらなる発展に邁進する所存でございます。

さて、当社グループは、平成28年度より平成32年度（2020年度）までの５ヵ年を見据えた新たな中期経営計画「進化する快適環境ソリューショングループ」をスタートさせました。

初年度である平成28年度においては、基本テーマとして「新たなる挑戦」を掲げ、建材メーカーとしての枠組みを超えた業態変革を図り、お客様と社会から必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞご理解のうえ、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成28年4月

代表取締役社長

潮崎敏彦

目　次

第70期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34
株主メモおよびトピックス	40

社　是

誠実　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力　努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕　奉仕は自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

CSR憲章

１．成長と共に

２．社会と共に

３．地球と共に

４．働く仲間と共に

証券コード　5930
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　茂　木　哲　哉

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の、熊本地震によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申しあげますとともに、被災された皆様にお見舞い申しあげます。一日も早く、復興の日を迎えられますことをお祈り申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
　　文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　剰余金処分の件
　　第２号議案　　監査役４名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.bunka-s.co.jp/in/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　http://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
ア．ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
イ．ＰＤＦファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、 Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®
※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、 Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe System Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配付されています。
(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で、“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシーサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
【電話】0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）
(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
【電話】0120（782）031　（受付時間　９：00～17：00　土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は717,180,070円となります。

（平成27年12月10日に中間配当金として１株につき10円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき20円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

平成28年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	西川　秀行（にしかわ　ひでゆき） （昭和30年９月29日）	昭和53年４月　当社入社 平成11年６月　当社経理部長 平成20年６月　当社経営企画部長 平成22年４月　当社執行役員経営企画部長 平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	37,352株
2	上村　彰（うえむら　あきら） （昭和23年５月18日）	昭和42年４月　東洋工業株式会社（現　マツダ株式会社）入社 平成９年６月　同社東京本社総務室主幹 平成20年６月　同社退社 平成20年７月　日本ユニシス株式会社入社 製造流通事業部門主席マネージャー 平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	6,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
※3	藤田昇三（ふじた しょうぞう） （昭和23年8月1日）	昭和51年4月　検事任官 昭和61年4月　在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官 平成2年4月　東京地方検察庁検事 平成9年4月　法務省刑事局刑事課長 平成10年6月　法務省矯正局総務課長 平成12年6月　東京地方検察庁公安課長 平成13年7月　東京地方検察庁総務部長 平成15年9月　佐賀地方検察庁検事正 平成20年1月　最高検察庁公安部長 平成20年7月　最高検察庁裁判員公判部長 平成22年6月　広島高等検察庁検事長 平成22年12月　名古屋高等検察庁検事長 平成23年8月　定年退官 平成23年9月　東京弁護士会登録 平成24年4月　株式会社整理回収機構取締役 平成24年6月　同社代表取締役社長 平成27年10月　同社代表取締役社長退任 平成27年11月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業　入所 （現在に至る）	0株
※4	阿部和史（あべ かずふみ） （昭和26年4月3日）	昭和49年4月　住友軽金属工業株式会社入社 平成12年6月　同社購買部長 平成18年4月　同社執行役員購買部長 平成22年4月　同社常務執行役員管理本部副本部長（総務、人事、人材開発、購買担当） 平成25年6月　同社監査役 平成25年10月　株式会社ＵＡＣＪ常勤監査役 平成27年6月　同社常勤監査役退任 （現在に至る）	0株

（注）１．※印は、新任監査役候補者であります。
２．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．監査役候補者上村彰、藤田昇三、阿部和史の３氏は社外監査役候補者であります。
４．当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規程に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各監査役の新任ならびに再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としております。
５．監査役候補者として指名する理由
(1) 西川秀行氏は、昭和53年の当社入社以来、30年の長きにわたり主に経理部業務に従事し、会計分野における豊富な知識、経験を有しているとともに、経営企画部長としてグループ会社の経営チェックの実務経験も有しております。また、平成24年の当社監査役就任以後、当社各部門およびグループ会社の往査や重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行監査を行っており、当社の経営チェックに有効であると判断し、監査役候補者として指名いたします。
(2) 上村彰氏は、平成24年の当社監査役就任以後、当社各部門およびグループ会社の往査や重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行監査を行っております。
また、他社における豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外監査役候補者に指名いたします。
(3) 藤田昇三氏は、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令遵守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外監査役候補者として指名いたします。
(4) 阿部和史氏は、他社における豊富な実務経験および監査役としての職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外監査役候補者として指名いたします。
６．上村彰氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
７．当社は、上村彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、藤田昇三、阿部和史の両氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度のご報告に先立ちまして、このたびの熊本地震の発生に伴い、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申しあげますとともに、被災された皆様にお見舞い申しあげます。一日も早く復興の日を迎えられますことをお祈り申しあげますとともに、当社グループにおいても被災地の状況を踏まえた支援を行ってまいる所存でございます。

それでは、当社グループの当事業年度の事業の状況についてご報告申しあげます。

当事業年度のわが国経済は、企業業績や雇用環境に改善傾向がみられるなど、景気は全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、年度終盤には中国の景気減速をはじめとして、原油や鉄鉱石等の資源価格下落による新興国経済の鈍化等、景気の先行きに対する不透明感は拭いきれない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては平成18年度よりスタートさせました10カ年の長期経営計画の最終年度として「企業革新の実現」の基本方針のもと、当社グループの各部門において、革新的な取り組みを推し進めました結果、売上高は1,431億８千万円（前年度比11.3%増）、営業利益は100億８千７百万円（前年度比9.0%増）、経常利益は105億２千４百万円（前年度比4.8%増）となりましたが、当期純利益につきましては、前事業年度に自社所有地の売却等により、特別利益として４億６千８百万円を計上したことに伴い、前事業年度と比べて2.2%減の63億４千９百万円となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型商業施設向けの重量シャッター等が好調に推移しましたので、売上高は507億８千８百万円（前年度比5.7%増）となり、営業利益につきましても75億４千２百万円（前年度比11.7%増）となりました。

【建材関連製品事業】
建材関連製品事業につきましては、オフィスビルおよび大規模施設向けのスチールドアが好調に推移したことに加えて、新たにＢＸ西山鉄網株式会社（旧社名：有限会社西山鉄網製作所）を連結の範囲に含めたこと等により、売上高は646億５千８百万円（前年度比22.0%増）となり、営業利益につきましても34億１百万円（前年度比9.1%増）となりました。
【サービス事業】
サービス事業につきましては、緊急修理対応および定期保守メンテナンス契約等が堅調に推移しましたので、連結子会社文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は164億６千３百万円（前年度比6.2%増）となり、営業利益につきましても18億６千２百万円（前年度比8.5%増）となりました。
【リフォーム事業】
リフォーム事業につきましては、競争が激化しているリフォーム業界において、定額パッケージ商品のバリエーション拡充やリピート率の向上に取り組みましたが、消費税増税による反動減からの回復は足踏み状態が続いている影響等により、連結子会社ＢＸゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は77億５百万円（前年度比8.5%減）となり、利益面におきましても１億１千７百万円の損失計上の止むなきにいたりました。
【その他事業】
その他事業につきましては、ゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備の止水事業が堅調に推移しましたが、エネルギー事業において、特に産業用の太陽光発電システムが低調に推移しましたので、売上高は35億６千３百万円（前年度比2.6%減）となり、営業利益につきましても２億３千８百万円（前年度比8.7%減）となりました。

なお、当社は平成27年12月18日開催の取締役会におきまして、ベトナム社会主義共和国において、樹脂サッシの最大手であり、アルミサッシの製造、販売も行っているEurowindow Joint Stock Company（ユーロウインドウ社）の株式を取得することを決議し、平成28年２月17日付で同社発行済株式の29.97%に相当する株式を取得いたしました。
今後は、この資本提携を基に、ベトナムでの建材分野における領域の拡大、取扱商品の拡充、顧客基盤の強化、収益モデルの多様化、シナジーの創出等により、さらなる事業の拡大を図ってまいります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は54億７千５百万円で、その主なものは、社内基幹システムの更新ならびに当社および子会社の工場等における建屋、生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化をはかるため、平成26年10月から平成29年10月までの３年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は平成28年３月９日開催の取締役会におきまして、今後の成長戦略における設備投資等に備えるため、取引金融機関から、総額40億円の借入による資金調達の実行について決議を行い、平成28年３月25日付で借入を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成27年３月23日開催の取締役会におきまして、有限会社西山鉄網製作所（現 ＢＸ西山鉄網株式会社）の株式取得について決議し、平成27年４月１日付で同社を当社の完全子会社といたしました。

また、平成27年12月18日開催の取締役会におきまして、ベトナム社会主義共和国において、樹脂サッシの最大手であり、アルミサッシの製造、販売も行っているEurowindow Joint Stock Companyの株式を取得することを決議し、平成28年２月17日付で同社発行済株式の29.97%に相当する株式を取得いたしました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、平成28年度より平成32年度（2020年度）までを見据えた新たな５カ年の中期経営計画を策定し、基本テーマである「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現に向けた取り組みをスタートさせました。

初年度である平成28年度は「新たなる挑戦」の基本方針のもと、前年度まで推し進めてまいりました革新的な事業活動を基盤として、さらなる受注拡大に向けて、当社グループが一丸となって各事業分野の強化、拡充を推し進めるだけでなく、新たな事業領域への進出にも積極的に取り組んでまいります。

【「基幹事業」の強化、拡充および「注力事業」の体制強化】

東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことに伴う関連施設および宿泊施設等の建設をはじめとして、大都市圏を中心とした再開発プロジェクト、インターネット通販の市場拡大に伴う大都市近郊の大型物流倉庫等、非住宅分野における大型案件の旺盛な建設需要を背景に、当社グループの主力商品である重量シャッター、軽量シャッター等の「シャッター関連製品事業」やスチールドア、引き戸、パーティション等の「建材関連製品事業」を「基幹事業」と位置付け、さらなる受注拡大に向けて、お客様の用途に応じて的確な提案を行うコンサルティングセールスを実践し、当社グループ製品の複合販売を積極的に推し進めてまいります。

一方で、東京オリンピック・パラリンピック（2020年度）以降を見据え、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、住宅リフォームやビルのリニューアルを手掛ける「ロングライフ事業」、防火シャッター等の点検法制化に伴う「メンテナンス事業」、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）市場をターゲットとした「海外事業」および特殊仕様製品への対応を強化する「特殊建材事業」を「注力事業」として位置付け、さらなる強化、拡充を図ってまいります。

また、既存事業領域にとらわれない新商品の開発や新事業の創出、Ｍ＆Ａ（企業の合併、買収）等にも積極的に取り組むことで、当社グループの持続的な成長に向けた体制強化を推し進めてまいります。

【「ことづくり」の発想に基づくソリューションの提供】

お客様の視点と生活感覚に適した商品やサービスを提供する「ライフ・イン」のコンセプトのもと、お客様の要望にきめ細かく対応できる提案型商品の拡充を推し進めております。事業展開といたしましては、これまでの「ものづくり」の発想を進化させ、お客様視点で高い付加価値を追求する「ことづくり」の発想のもと、既存商品の改良・改善を行う一方で、既存事業領域にとらわれない新商品の企画開発を図り、様々な社会的課題の解決に向けて、お客様に最適なソリューションを提案、提供し続けてまいります。

【ストック市場への対応強化】

お客様に末永く安心して商品をお使い頂く「ライフロング・パートナーシップ」のコンセプトのもと、緊急修理対応や保守点検を行う「メンテナンス事業」および住宅リフォームやビルのリニューアル、改修等を行う「ロングライフ事業」を展開し、今後ますますその拡大が見込まれるストック市場のさらなる開拓を進めております。

なお、建築基準法の一部改正（平成28年６月施行）に伴う防火設備の定期検査・報告制度の本格運用に伴い、防火シャッター・防火ドア等、防火設備の定期点検が義務化されたことに対応するため、専門部署の組織化を推し進めるとともに、防火設備検査員の要員確保ならびに育成にも注力し、体制整備を図っております。

【海外事業の強化、拡充】

BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.（ベトナム社会主義共和国）におきましては、ハノイ市郊外の工場における生産体制の整備をはじめ、ハノイ市とホーチミン市の販売２拠点体制整備により、生産から販売、施工、アフターメンテナンスに至る製品の供給体制の強化、拡充を推し進めております。また本年２月に、ベトナムにおける樹脂サッシの最大手であり、アルミサッシの製造、販売も行っているユーロウインドウ社の株式を取得し、資本提携を実施したことによって、取扱商品の拡充、顧客基盤の強化、収益モデルの多様化等によるシナジーの創出を図り、さらなる事業拡大を推し進めてまいります。

今後は、このベトナムに加え、BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.（中華民国）および当社のインドネシア駐在事務所を起点として、アジアを内需と捉え、特にＡＳＥＡＮ市場への積極的な事業展開を加速させてまいります。

【人材育成の強化】

当社グループでは、企業が成長しその基盤を強固なものとするためには、人材育成による人財力の強化が必要不可欠であると認識しております。

お客様のニーズを汲み取り、的確にご提案を行うことで、お客様に信頼して頂ける人財を育成するための教育、研修に注力するとともに、海外子会社との短期海外派遣制度やグループ会社間の人材交流制度に加え、新たに起業家精神を醸成するための「ＢＸベンチャー制度」の創設など、社員自らが課題を設定し、自発的に成長できる職場環境の整備を推し進めております。

【経営基盤の強化】

当社グループの役員、社員全員が事業活動の原点である社是（「誠実」「努力」「奉仕」）をはじめとして、経営理念、ＣＳＲ憲章を常に確認して事業活動を推し進めることを基本として、全ての関係法令を遵守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を構築することであると認識しております。

役員、社員全員が法令遵守を徹底するための教育や研修を実施するとともに、社会貢献活動や環境配慮活動等の実施による「社会との共生」を積極的に推し進めることで、さらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度	第 70 期 平成27年度 (当事業年度)
売上高	百万円 112,921	百万円 126,614	百万円 128,650	百万円 143,180
経常利益	百万円 6,779	百万円 10,543	百万円 10,045	百万円 10,524
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 6,734	百万円 7,957	百万円 6,492	百万円 6,349
1株当たり当期純利益	円 102.48	円 113.25	円 90.55	円 88.56
総資産	百万円 95,684	百万円 109,780	百万円 118,056	百万円 130,098
純資産	百万円 39,278	百万円 50,506	百万円 57,328	百万円 60,721
1株当たり純資産額	円 597.76	円 704.38	円 799.62	円 846.95

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度	第 70 期 平成27年度 (当事業年度)
売上高	百万円 89,734	百万円 100,688	百万円 105,925	百万円 111,863
経常利益	百万円 4,116	百万円 7,314	百万円 8,486	百万円 8,415
当期純利益	百万円 4,869	百万円 5,949	百万円 5,537	百万円 5,433
1株当たり当期純利益	円 74.08	円 84.65	円 77.21	円 75.76
総資産	百万円 79,760	百万円 90,566	百万円 97,143	百万円 106,391
純資産	百万円 33,095	百万円 41,657	百万円 46,641	百万円 50,832
1株当たり純資産額	円 503.44	円 580.77	円 650.34	円 708.79

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親 会 社 の 状 況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　　称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ＢＸ新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ＢＸゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主 要 な 事 業 内 容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材およびビル用建材の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	福祉住環境部	東京都
東北支店	宮城県	シャッター特需部	東京都
関越支店	群馬県	エネルギー事業部	東京都
住建コールセンター室	埼玉県	止水事業部	東京都
東関東支店	千葉県	特殊建材事業部	東京都
首都圏支店	東京都	中部支店	愛知県
首都圏ビル建材支店	東京都	中部営業部	愛知県
東日本施工統括部	東京都	関西支店	大阪府
東部営業部	東京都	特需営業部	大阪府
住建開発部	東京都	西部営業部	大阪府
住建施工管理部	東京都	中四国支店	広島県
マンションドア部	東京都	九州支店	福岡県

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	埼　玉　県	各種シャッター等の修理点検
ＢＸ新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸ文化工芸株式会社	埼　玉　県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ＢＸゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
ＢＸ西山鉄網株式会社	東　京　都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.	中　華　民　国	各種シャッター製品の販売、メンテナンス

（注）１．下記の子会社につきましては、平成27年10月１日付で商号変更を行っております。
ＢＸ新生精機株式会社（旧社名　新生精機株式会社）
ＢＸゆとりフォーム株式会社（旧社名　ゆとりフォーム株式会社）
２．下記の子会社につきましては、平成27年11月１日付で商号変更を行っております。
ＢＸ西山鉄網株式会社（旧社名　有限会社西山鉄網製作所）

(7) 使 用 人 の 状 況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
3,805名	287名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,879名	72名増	42.5歳	16.7年

（注）１．従業員数には、パートおよび嘱託社員等（609名）は含まれておりません。
２．従業員数には、関係会社等への出向者（61名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,580
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,100
三井住友信託銀行株式会社	920

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　288,000,000株

② 発行済株式の総数　72,196,487株
（自己株式478,480株を含む）

③ 単元株式数　100株

④ 株主数　4,161名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,283,377	7.36
株式会社みずほ銀行	3,261,873	4.55
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
文化シヤッター社員持株会	2,812,862	3.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,720,000	3.79
BBH FOR BBHTSIA NOMURA FUNDS IRELAND PLC /JAPAN STRATEGIC VALUE FUND	2,224,600	3.10
新日鐵住金株式会社	2,023,750	2.82
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	2,016,400	2.81
住友商事株式会社	1,834,200	2.55
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32

（注）　持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	岩部金吾	一般社団法人日本シヤッター・ドア協会　会長
代表取締役社長	茂木哲哉	執行役員社長
取締役	潮崎敏彦	専務執行役員　業務担当
取締役	藤山暁	常務執行役員　営業担当
取締役	矢吹義夫	常務執行役員　製造、設計、工務担当
取締役	久代篤	常務執行役員　東日本事業本部長
取締役	嶋村悦典	上席執行役員　新事業、新商品担当
取締役	小倉博之	上席執行役員　西日本事業本部長
取締役	大島亨	上席執行役員　住宅建材事業本部長
取締役	清成忠男	事業構想大学院大学学長
取締役	飯名隆夫	
常勤監査役	西川秀行	
常勤監査役	上村彰	
監査役	飯田英男	弁護士 日本無線株式会社　社外取締役
監査役	松田利之	西松建設株式会社　社外監査役

（注）１．取締役清成忠男、飯名隆夫の両氏は社外取締役であります。
２．監査役上村彰、飯田英男、松田利之の３氏は社外監査役であります。
３．当社は、取締役清成忠男、飯名隆夫、常勤監査役上村彰の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年　月　日	地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況等
平成28年４月１日	代表取締役会長	茂木哲哉	
	代表取締役社長	潮崎敏彦	執行役員社長
	取締役	久代篤	常務執行役員 東日本事業本部長 兼営業開発部長
	取締役	岩部金吾	相談役
	取締役	小倉博之	上席執行役員 ビル建材事業本部長

【参考】

平成28年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

常務執行役員	藤田義徳	西日本事業本部長 兼営業開発部長
常務執行役員	谷　久夫	ドア・パーティション事業本部長
常務執行役員	神田潤一郎	海外事業部長 兼 BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd. 会長 兼 BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd. 董事長
常務執行役員	佐久間博志	営業推進部長
常務執行役員	市川治彦	業務担当
執行役員	和久本　修	東日本施工統括部長
執行役員	岡本一也	情報システム部長
執行役員	伊藤和夫	施工企画部長
執行役員	松山成強	ＣＳＲ統括部長
執行役員	小林政廣	東北支店長
執行役員	角沢正行	品質保証部長
執行役員	中島省吾	関西支店長
執行役員	大澤愼一	新事業・特需事業本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年６月29日開催の第60期定時株主総会において、定款を変更し、下記のとおり、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としております。

社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	11名	443百万円
（うち社外取締役）	（2）	（10）
監査役	4名	47百万円
（うち社外監査役）	（3）	（28）
合計	15名	490百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額72百万円以内と承認いただいております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

監査役飯田英男氏は日本無線株式会社の社外取締役であります。当社は同社との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

監査役松田利之氏は西松建設株式会社の社外監査役であります。当社は同社より工事を受注しております。なお、平成26年度に受注した金額は、当社の受注総額の１％未満であります。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査役会への出席状況

区　　分	取締役会（11回開催）		監査役会（10回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率	出　席　回　数	出　席　率
取締役　清成忠男	8回	72.7%	－	－
取締役　飯名隆夫	10回	90.9%	－	－
監査役　上村　彰	11回	100.0%	10回	100.0%
監査役　飯田英男	11回	100.0%	10回	100.0%
監査役　松田利之	10回	90.9%	10回	100.0%

（注）　取締役清成忠男、飯名隆夫の両氏については、平成27年６月26日の就任後に開催された取締役のみを対象としております。

ｂ．取締役会および監査役会における発言状況

・取締役清成忠男氏は、主に教育者として、かつ経営学に精通する専門家としての幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役飯名隆夫氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役上村彰氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役飯田英男氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

・監査役松田利之氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当社都合による場合および当社の「監査役会規定」に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、当社監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査役等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定

に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査役の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。

また、法令および「取締役会規定」等の定めに従い、監査役は取締役会および重要な会議に出

席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。

ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査役会に報告するものとする。

エ．当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

イ．監査役は、代表取締役および取締役と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。

ウ．監査役は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。

エ．監査役が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 上記体制の運用状況の概要

①　コンプライアンスに関する取り組みの状況

「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」、「ＣＳＲ行動規範」、「ＣＳＲ行動指針」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役職員を対象に主に当社の事業活動に関連する諸法令についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取り組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を11回開催し、社外取締役および社外監査役からの意見等を踏まえた上で重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、当事業年度中に施行された「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を新たに制定し、お客様および取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④ グループガバナンス体制構築に関する取り組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の常勤監査役および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組みの状況

当社の監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成されており、当事業年度においては監査役会を10回、代表取締役とのミーティングを３回開催し、全ての監査役が出席しております。

また、常勤監査役は取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

（注） 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	81,024	流動負債	46,266
現金及び預金	22,478	支払手形及び買掛金	29,526
受取手形及び売掛金	41,814	短期借入金	2,000
商品及び製品	9,170	リース債務	426
仕掛品	785	未払法人税等	2,078
原材料及び貯蔵品	3,001	未払費用	4,578
繰延税金資産	1,300	賞与引当金	3,159
その他の流動資産	2,578	役員賞与引当金	174
貸倒引当金	△104	工事損失引当金	35
固定資産	49,073	その他の流動負債	4,286
有形固定資産	23,144	固定負債	23,110
建物及び構築物	7,046	長期借入金	3,000
機械装置及び運搬具	3,543	リース債務	711
土地	9,633	役員退職慰労引当金	501
リース資産	1,005	退職給付に係る負債	18,238
その他の有形固定資産	1,915	受入保証金	539
無形固定資産	4,191	資産除去債務	51
のれん	2,009	その他の固定負債	68
その他の無形固定資産	2,182	負債合計	69,376
投資その他の資産	21,737	純資産の部	
投資有価証券	13,957	株主資本	58,144
退職給付に係る資産	1,272	資本金	15,051
繰延税金資産	4,402	資本剰余金	12,297
その他の投資その他の資産	2,498	利益剰余金	30,951
貸倒引当金	△393	自己株式	△155
		その他の包括利益累計額	2,576
		その他有価証券評価差額金	3,137
		土地再評価差額金	△77
		為替換算調整勘定	122
		退職給付に係る調整累計額	△604
		純資産合計	60,721
資産合計	130,098	負債・純資産合計	130,098

連結損益計算書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		143,180
売上原価		103,823
売上総利益		39,356
販売費及び一般管理費		29,269
営業利益		10,087
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	206	
持分法による投資利益	300	
その他の営業外収益	211	731
営業外費用		
支払利息	43	
貸倒引当金繰入額	31	
その他の営業外費用	220	294
経常利益		10,524
特別利益		4
特別損失		107
税金等調整前当期純利益		10,420
法人税、住民税及び事業税	3,840	
法人税等調整額	230	4,071
当期純利益		6,349
親会社株主に帰属する当期純利益		6,349

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	61,095	流動負債	37,953
現金及び預金	9,189	支払手形	7,604
受取手形	11,200	電子記録債務	10,934
電子記録債権	2,996	買掛金	6,312
売掛金	22,720	短期借入金	2,000
商品及び製品	8,524	リース債務	343
仕掛品	350	未払金	411
原材料及び貯蔵品	1,754	未払法人税等	1,388
前渡金	1,516	未払消費税等	428
前払費用	265	未払費用	3,882
未収入金	559	前受金	1,779
短期貸付金	1,148	預り金	166
立替金	89	賞与引当金	2,067
繰延税金資産	826	役員賞与引当金	150
その他の流動資産	21	工事損失引当金	35
貸倒引当金	△67	設備関係支払手形	448
固定資産	45,296	固定負債	17,605
有形固定資産	17,918	長期借入金	3,000
建物	5,336	リース債務	551
構築物	226	退職給付引当金	13,107
機械及び装置	2,309	役員退職慰労引当金	387
車両運搬具	16	受入保証金	510
工具、器具及び備品	323	長期前受収益	3
土地	7,763	資産除去債務	45
リース資産	798	負債合計	55,558
建設仮勘定	1,145	純資産の部	
無形固定資産	1,955	株主資本	47,877
ソフトウェア	207	資本金	15,051
借地権	100	資本剰余金	12,302
電話加入権	131	資本準備金	9,151
リース資産	21	その他資本剰余金	3,151
その他の無形固定資産	1,494	利益剰余金	20,673
投資その他の資産	25,422	その他利益剰余金	20,673
投資有価証券	8,319	土地圧縮積立金	31
関係会社株式	10,908	別途積立金	15,000
出資金	18	繰越利益剰余金	5,642
長期貸付金	1,416	自己株式	△150
破産更生債権等	249	評価・換算差額等	2,955
長期前払費用	52	その他有価証券評価差額金	2,955
差入保証金	39	純資産合計	50,832
事業保険積立金	568		
敷金	627		
繰延税金資産	3,112		
前払年金費用	297		
その他の投資等	323		
貸倒引当金	△392		
投資損失引当金	△120		
資産合計	106,391	負債・純資産合計	106,391

損 益 計 算 書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		111,863
売上原価		83,781
売上総利益		28,082
販売費及び一般管理費		20,318
営業利益		7,763
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	851	
投資損失引当金戻入額	462	
その他の営業外収益	185	1,537
営業外費用		
支払利息	32	
貸倒引当金繰入額	47	
関係会社株式評価損	543	
その他の営業外費用	261	885
経常利益		8,415
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	101	101
税引前当期純利益		8,316
法人税、住民税及び事業税	2,598	
法人税等調整額	285	2,883
当期純利益		5,433

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　口　准　史　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　平　井　　肇　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

文化シヤッター株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野口　准史　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北山　千里　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　平井　肇　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する監査等が機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、平成22年６月９日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、平成22年８月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行停止の申し立て手続きを行い、平成22年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。

監査役会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役が法令遵守体制のさらなる構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

文化シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　西　川　秀　行　㊞

常勤監査役（社外監査役・独立役員）　上　村　　彰　㊞

監　査　役（社外監査役）　飯　田　英　男　㊞

監　査　役（社外監査役）　松　田　利　之　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL http://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【配当金計算書について】
配当金お支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用頂くことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択頂いている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させて頂いております。確定申告をなされる株主様は大切に保管下さい。

■トピックス

ＢＸ新生精機株式会社

昭和53年10月より当社グループに加わったＢＸ新生精機株式会社（平成27年10月１日に社名変更。旧社名：新生精機株式会社）は、兵庫県加西市に本社を構え、開閉機の専門メーカーとして、昭和33年よりシャッター開閉機、シートシャッター開閉機、ゲート開閉機、電動ロールスクリーンの開閉機をはじめ、バスケットボード昇降機や各種チューブラモーターの開発等、様々なソリューションをお客様と共に生み出してまいりました。

ＢＸ新生精機株式会社はこれからも品質中心経営に徹するとともに、「お客様と共に“新しい”を生み出す」を合い言葉に、お客様の信頼と満足を得る高品質・高性能製品を生み出し、お客様と共に発展してまいります。

●シャッター開閉機

シャッターの電動開閉に使用されるシャッター開閉機は、いわば電動シャッターにおける心臓であり、ＢＸ新生精機は創業時より蓄積してまいりましたノウハウと技術によって、高いレベルで品質、性能、信頼性を融合し、世界中から高い評価をいただいております。ＢＸ新生精機のシャッター開閉機は、文化シヤッター製の電動シャッターの多くに搭載され、航空機の格納庫に使用されるような大型シャッターから、身近なガレージシャッターまで多彩な製品ラインアップでお客様のニーズにお応えします。



●チェーン・ゲート



マンションや駐車場の出入口に設置するチェーン・ゲート「パーク・キーパー」は、無断駐車や不審車進入、車の盗難、通り抜けをガードします。チェーンの昇降時間はわずか５秒。昇降音も50dB以下と大変静かで、夜間の動作も気になりません。また、リモコンによる遠隔操作やオプションでタイマー・センサーを追加すればさらに速やかに出入りすることができます。

●チューブラモーター





窓シャッターやオーニング、ブラインドなどの電動開閉に使用されるチューブラモーターは、経済性・デザイン性が重視されるため、高い機能性は保ったままコンパクト化が要求される製品ですが、ＢＸ新生精機は「省エネ」「使いやすさ」「静かさ」を兼ね備えた静音チューブラモーターをはじめとするラインアップでお客様のニーズにお応えしています。さらに「使いやすく、地球と人に優しい」をキーワードに、これからの時代にふさわしい新しいタイプのチューブラモーターを実現していきます。

ＢＸ新生精機株式会社

所在地	兵庫県加西市鴨谷町687番地
代表者	代表取締役社長　北村　泰一
資本金	2億円
従業員数	97名(平成28年4月1日現在)
販売拠点	東京営業所 大阪営業所



第70期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より 徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より 徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より 徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より 徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（お茶の水寄り出口）より
徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車 徒歩 0 分



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。